⑷　14ページ１段目38行目「２⑶②，④～⑧，⑩～⑯，⑲，㉑，㉓　「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」」を「②，④，⑤，⑧，⑩～⑯，㉓　「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」」に訂正し，「⑥，⑦，⑲，㉑　「物品の製造」の「A」「B」「C」又は「D」」を追加する。

⑸　15ページ１段目17行目「６⑶①，③，⑨，⑰，⑱，⑳，㉒　A，B or C in the “Manufacture”or “Sale”」を「６⑶①，③，⑳，㉒　A，B or C in the “Manufacture”or “Sale”」に訂正し「６⑶⑨，⑰，⑱　A，B or C in the “Manufacture”」を追加する。

⑹　15ページ１段目19行目「６⑶②，④～⑧，⑩～⑯，⑲，㉑，㉓　A，B，C or D in the “Manufacture”or “Sale”」を「６⑶②，④，⑤，⑧，⑩～⑯，㉓　A，B，C or D in the “Manufacture”or “Sale”」に訂正し，「６⑶⑥，⑦，⑲，㉑　A，B，C or D in the “Manufacture”」を追加する。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和８年８月28日

支出負担行為担当官

国立医薬品食品衛生研究所総務部長

藤沼　義和

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　14

令和８年６月30日付（号外政府調達第119号・３ページ）掲載の入札公告「研究情報ネットワークシステムの更改に係る構築、賃貸借及び運用保守業務一式」の入札公告を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和８年８月28日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　中川　研造

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第 21 号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和８年度　東京国際空港Ｃ滑走路他舗装改良工事（その２）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港　東京国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港Ｃ滑走路、Ａ12誘導路及びＡ13誘導路において、構造物撤去工、アスファルト舗装工、標識工、仮設工及び調査工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から令和９年12月７日まで

⑹　本工事は、入札時に「技術提案（工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。

⑽　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。

⒀　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。（詳細は入札説明書による。）

⒁　本工事は、「主任（監理）技術者等未経験の技術者を配置」、「快適な職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について工事成績評定で評価する工事である。

⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒃　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。

⒄　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒅　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling，Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

㉑　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

㉒　本工事は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、次の場所で公表する。

関東地方整備局港湾空港部ホームページ「発注情報→３．公表資料→工事設計書・業務設計書の公表」

https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/08sekkeisyo.html

㉓　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉔　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

㉕　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等を評価する工事である。

㉖　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、第三者による適正性をチェックする試行工事である。

㉗　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。